

平成29年7月24日 制定

## 周南市建設工事等競争入札参加条件・指名基準

### 1 趣旨

この基準は、周南市が発注する建設工事等の適正な執行を確保するため、周南市建設工事等資格審査及び選定要綱（平成17年2月1日要綱第7号）によって認定された者の中から、条件付一般競争入札に参加する者の条件を定めること及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項の規定により、指名競争入札に参加させるために指名する者を選定することに関し、「周南市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準（平成17年2月1日制定）」による等級区分の範囲等の必要な事項を定めるものとする。

### 2 選考基準

(1) 工事の種類ごとに、当該工事の請負対象設計額に応じ、下表の「請負対象設計額」欄に示す金額に見合う工事等（以下「等級工事」という。）に対応する「等級」欄に示す等級に区分された業者を参加させること又は選定することができる。

#### 等級工事区分

##### 土木一式工事

請負対象設計額	等級
3千万円以上	A
1千万円以上 3千万円未満	B
1千万円未満	C

## 建築一式工事

請負対象設計額	等級
5千万円以上	A
1千万円以上 5千万円未満	B
1千万円未満	C

## 電気工事、管工事

請負対象設計額	等級
1千万円以上	A
1千万円未満	B

(2) (1)による選定のほか、次により参加させること又は選定することができる。

ア 有資格業者が少数である場合、その他必要がある場合に、当該等級の上位の者を参加させること又は指名することができる。

イ 災害応急復旧工事あるいは緊急を要する工事は、この基準によらないで業者を参加させること又は選定することができる。

ウ 特殊な工事についてはこの基準によらず、それぞれの工事の内容等に適応した業者を参加させること又は選定することができる。

(3) 等級工事以外のものについては、工事の規模、難易度、経営事項審査結果、工事实績等を考慮し、その業種の入札参加資格を有する業者を参加させること又は指名することができる。

## 3 標準入札参加業者数

入札参加業者数の標準は、次のとおりとする。

請負対象設計額	入札参加業者数
1千万円未満	6者以上
1千万円以上	原則8者以上

※ なお、特殊な工事、緊急な工事又は地域の実情によって上記業者数を確保することが困難な場合にあっては、これによらないことができるものとする。

#### 4 指名の留意事項

入札に参加させる者の指名に当たっては、別表に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年7月24日から施行する。  
(旧基準の廃止)
- 2 次に掲げる基準は、廃止する。
  - (1) 周南市建設工事等指名競争入札参加者指名基準（平成17年2月1日制定）
  - (2) 周南市建設工事条件付一般競争入札参加条件基準（平成21年6月23日制定）

#### 別表（4 指名の留意事項 関係）

指名基準の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 市が発注する建設工事等に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適當であると認められること。 ① 工事請負契約条項又は業務委託契約条項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 ② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入

	<p>強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(2) 警察当局から、市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 工事成績	<p>(1) 周南市工事成績評定要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年連続して55点未満である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
4 当該建設工事等に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での建設工事等の実績等から見て、当該地域における建設工事等の施工特性に精通し、工事業種及び規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持ち建設工事等の状況	<p>現場代理人を定めない場合や、専任の主任技術者又は監理技術者に代表者を配置した場合には、次の現場に配置できる職員がいないと判断されるため、その状態が解消されるまでは指名回避とすること。</p>

<p>6 当該建設工事等施行についての技術的適性</p>	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該建設工事等と同種の建設工事等について相当の施行実績があること。</p> <p>(2) 当該建設工事等の施行に必要な施行管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の建設工事等の施行実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該建設工事等の作業条件と同等と認められる条件下での施行実績があること。</p> <p>(4) 種別に応じ、当該建設工事等を施行するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p> <p>(5) 公募型指名競争入札方式の場合においては、配置予定の技術者及び当該工事の施工計画等が適正であること。</p>
<p>7 安全管理</p>	<p>(1) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適當であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
<p>8 労働福祉の状況</p>	<p>(1) 賃金不払に関する労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適當であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案する</p>

	<p>こと。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
--	--